

学校保健安全法施行規則第18条による学校において予防すべき感染症

**第1種**

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型H5N-であるものに限る。次号及び第19条第1項第2号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N-）」という。） ⇒ 治癒するまで

**第2種**

疾患名	潜伏期間	感染経路	感染の期間	出席停止の基準
インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	1～2日	飛沫	発病直前～5日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	7～16日	飛沫	主としてカタル期 発病後4週間	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	9～12日	飛沫	発疹出現前7日～ 後3日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	14～21日	接触 飛沫	耳下腺腫脹前7日～ 腫脹消失まで	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	14～21日	飛沫	発疹出現前7日～ 後7日	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	13～17日	接触 飛沫	発疹出現前1日～ 後7日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	5～6日	飛沫 接触	発症前数日～ 発症後14日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	7～42日	飛沫 接触		医師により感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性 髄膜炎	2～5日	飛沫		医師により感染のおそれがないと認めるまで

**第3種**

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※ ⇒ 医師により感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症（流行状況、症状の重症度、医師の指示等から出席停止の措置がとれる疾患）  
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、  
感染性胃腸炎、（帯状疱疹、アデノウイルス感染症）など